

## マルモ通信商事株式会社 一般事業主行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 1 月 1 日～平成 32 年 12 月 31 日までの 3 年間

2. 内容

目標 1 : 子を持つ社員あるいは介護を要する扶養者を持つ社員が、仕事と子育てあるいは介護を両立できるよう、制度の周知を行う。

<対策>

平成 29 年 1 月～法改正に伴い育児・介護規定の確認・見直しを行う。

平成 30 年 1 月～部門長に対し、育児・介護休業法の研修会を行う。

平成 31 年 1 月～社員全員に対し、育児・介護休業法等の理解を促進させる資料の配付や全体会議での周知を図る。

平成 32 年 7 月～育児休業あるいは介護休業についての相談窓口を設ける。

目標 2 : 育児のための所定外労働の制限（残業の免除）の適用範囲の拡大をする。

<対策>

平成 29 年 1 月～社員の現状とニーズの把握を行う。

平成 29 年 7 月～他の会社の事例等の実態調査を行う。

平成 30 年 7 月～上記の把握を踏まえ『育児休業等に関する規定』の確認・見直しの検討を行う。

平成 31 年 7 月～育児のための所定外労働の制限の適用範囲を拡大した規定に変更する。

平成 32 年 1 月～役員及び部門長と、取得し易い環境づくりのための検討会を実施する。

平成 32 年 7 月～全体会議等で社員全員に規定改訂の周知を図り、運用を実施する。